

平成31年4月22日

事業主 殿

(一社)熊本県労働基準協会 会長

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育実施のご案内

高所作業の現場において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓損傷や胸部圧迫による危険性が指摘されており、これによる災害が確認されています。このような背景から厚生労働省は、平成30年6月に、関係する政令・省令等の一部改正し、平成31年2月1日以降、一定の作業においてはフルハーネス型の安全帯（墜落制止用器具）を労働者に使用させることや、当該労働者に対し、特別教育を行うことが義務付けられました。

(詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>)

特別教育を必要とする業務としては、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」（労働安全衛生規則第36条第41号）と規定されています。

特別教育は、本来、各事業者がその所属労働者に対して実施するものですが、当協会では、実施が困難な事業者に代わり、当該特別教育の科目について十分な知識、経験を有する講師による特別教育を実施することに致しましたので、受講していただきますようご案内申し上げます。

なお、受講者の実務経験などによっては一部科目が免除となる場合がありますが、免除を希望される場合には必ず、必要な事業者証明・受講修了証（写）の添付をお願いします。

記

- 日時会場 2019年6月5日（水）8時50分から  
天草教育会館（大会議室）  
天草市志柿町野添 3390-12 ☎0969-23-2355
- 受講料 8の受講区分表（受講科目省略一覧表）のとおり
- 申込先 〒863-0048 天草市中村町20-82  
（一社）熊本県労働基準協会天草支部 ☎0969-27-0002  
振込先 肥後銀行 天草支店 普通預金 60789
- 受付期間 5月9日から5月10日  
※定員（60名）になり次第締め切ります。
- 申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入押印の上、受付期間前日迄に届くように郵送して下さい。  
受講料は、受付期間中にご送金下さい。  
(振込手数料は、貴社でご負担お願いします。)  
(受付期間前のお振込みは、受付できませんのでご注意ください。)  
受付は、申込書と受講料が揃った順番での受付とさせていただきます。  
受付完了後、領収書・受講票をお送りいたします。

なお、納入された受講料は、原則として払い戻し致しませんが、(定員超過の場合を除く)事前にご連絡いただいた場合、受講者の変更は可能です。やむを得ず受講出来ない場合には、開催日を含め7日前から前日までのキャンセルは受講料の30%、開催日当日以降のキャンセルは受講料の全額を徴収させていただきます。

6 実技のとき準備するもの

作業着、ヘルメット、安全靴(運動靴でも可)  
フルハーネス型安全帯は、当協会で準備致します。

7 その他 昼食は、各自準備して下さい。

2019年4月以降開催分の時間割

8 受講区分表(受講科目省略一覧表) (天草会場8時50分スタート)

※は「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ」

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項 労働安全衛生規則第36条第41号 安全衛生特別教育規程第24条		条 件			
		※の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者	※の場所で網ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者	ロープ高所作業特別教育受講者または足場の組立て等特別教育受講者	左記の条件以外の者(免除なし)
受講区分		①	②	③	④
科 目	I 関係法令 8:50~9:20 (0.5時間)	○	○	○	○
	II 労働災害の防止に関する知識 9:20~10:20 (1時間)	○	○	省略	○
	III 墜落制止用器具に関する知識 10:30~13:30 (2時間)	省略	○	○	○
	IV 作業に関する知識 13:40~14:40 (1時間)	省略	省略	○	○
	V 墜落制止用器具の使用方法等 14:50~16:20 (1.5時間)	省略	○	○	○
受講時間		1時間 30分	5時間	5時間	6時間
受講料+テキスト代(972円) (いずれも消費税を含む)		会 員	4,212円	7,452円	
		非会員	6,372円	9,612円	

○印のある科目を受講して下さい。

①②の科目免除を受ける方は、受講申込書に事業者証明を受けて下さい。

③の科目免除を受ける方は、修了証⑤を添付して下さい。

(足場の組立て等作業主任者は、科目の省略の対象にはなりません)

講習名	フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育
-----	------------------------

# 受講申込書

コンピューター入力のため、太線枠内のみ、もれのないよう正確にご記入願います。

申込日	年 月 日	受講区分 (○で囲む)
受講希望日	月 日から実施分	① ② ③ ④
受講者	ふりがな	
	氏名	Ⓜ
	生年月日	昭和 平成 年 月 日生 満 才 男・女
	現住所	〒
所属	連絡先電話	
	名称	
	所在地	〒
	電話・FAX	電話: FAX:
事業者証明	会員・非会員の区分	会員(事業場が当協会の年会費をご負担いただいている場合) ・ 非会員(未加入の場合)
	申込担当者名	(部署) (担当者名)
	<p>※受講区分①②で受講の方は、欄外の注意事項4に留意のうえ、必ずこの「事業者証明」欄に事業者の証明を受けて下さい。 受講区分③で受講の方は、欄外の③に修了証⑤を貼付して下さい。</p> <p>上記の者は、平成31年2月1日時点において高さ2m以上で作業床を設けることが困難な箇所で、①【フルハーネス型】 ②【胴ベルト型】 を用いて行う作業に6ヶ月以上従事していたことを証明します。【①②の安全帯のどちらかに○印をお付け下さい】</p> <p>所在地 事業場名 事業者職名・氏名 Ⓜ</p>	
受講料の納入状況	月 日に 1. 銀行振込み で _____ 円納入予定 2. 現金払い	

※ 受講番号	
※ 事務局確認欄	
受付日	月 日
入金額	円
入金方法	現金・書留・銀振
テキスト	当日渡・渡済
不足書類	
領収書 送付日	
備考	

③ フープ高所作業特別教育 足場の組立て等特別教育 修了証⑤ 貼付欄

**(注意事項)**

- 講習の受付期間内に必ず受講料・テキスト代を払い込み下さい。詳細は「講習案内」をご覧ください。
- 受付期間内でも定員になり次第締め切らせていただきます。
- 受付完了後、領収証兼受講票をお送りします。講習1週間前になっても届かない場合は、ご連絡下さい。
- 「事業者職名・氏名」の欄の「職印」は、社長、工場長、営業所長等の職を表す印(または社印と代表者の個人印の両方)の押印を受けてください。

**(個人情報の取り扱いについて)**

当協会へ提供された個人情報は、労働安全衛生法等の法規に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行等を行なうものです。個人情報保護法により目的以外に使用すること、第三者への提供等は一切禁止されており、個人情報の厳重な管理に努めております。

# 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

## 今回の改正等のポイント

### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。  
 「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯	→	墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	⊙→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	✕→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	⊙→	ハーネス型 (一本つり)

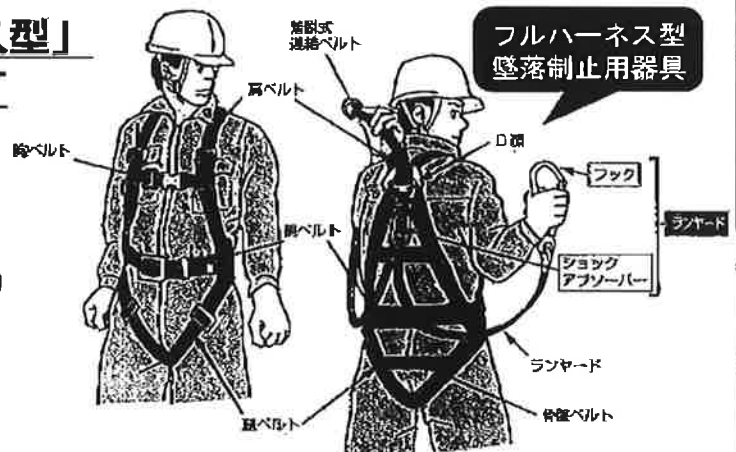
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



### 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格  
 (注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～

## フルハーネス型墜落防止用器具を用いた業務に関する特別教育に、助成金を支給します。（支給対象：平成30年6月19日以降に開始された実習）

- ▶ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）の助成対象に、「フルハーネス型墜落防止用器具を用いた業務に関する特別教育」を追加します。
- ▶ 助成金を受給する際は、実習の開始・終了時期によって、下表とおり書類の提出が必要です。裏面の留意事項もご参照のうえ、期限内に手続きをお願いいたします。

### <支給に必要な手続き>

実習の開始時期	実習の終了時期	計画届の提出	支給申請書の提出期限
平成30年6月19日 ～ 平成31年1月31日	～平成31年1月31日	不要	原則平成31年3月31日まで
	平成31年2月1日 以降	技能実習実施日の原則3ヶ月前から1週間前までに提出。 (ただし、平成30年10月1日以降に開始した技能実習のうち、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関（以下「登録教習機関等」という。）に委託して実施した場合は不要です。)	技能実習が終了した日の翌日から起算して原則2ヶ月以内
	平成31年2月1日以降		

支給に関する手続き等につきましては、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局

LL301108建港01

### 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）とは

- 中小建設事業主等が、雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合に、経費・賃金の一部を助成するものです。
- 本コースの支給要件・手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。  
厚生労働省ホームページ「建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）」  
▶ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html)

### 計画届に関する留意事項（※平成31年1月31日までに終了する場合は、計画届は不要です。）

- 1つの技能実習について、登録教習機関等に委託する部分と事業主・団体自ら実施する部分の両方がある場合は、両方の内容について記載した計画届を提出する必要があります。
- 登録教習機関等に委託した1つの技能実習について、実習の途中で事業主・団体自ら実施する部分が生じた場合は、該当部分の実施前に計画届を提出する必要があります。